中南米

2022年2月10日

## エルサルバドル、ビットコイン法定通貨の代償

ビットコインを法定通貨とした中南米のエルサルバドルの格付けが引き下げられました。格下げの背景として同国の債務返済リスクが指摘されています。エルサルバドルは資金調達先に乏しく、国際通貨基金(IMF)の支援が必要と見られますが、IMFは同国がビットコインを法定通貨にしたことに難色を示しています。格下げにビットコインの法定通貨化が影響したといえそうです。

# エルサルバドル:ビットコインを法定通貨としたエルサルバドルが格下げ

フィッチ・レーティングス(フィッチ)は2022年2月9日、中米エルサルバドルの格付けについて、投機的水準(BBB-を下回る格付け)にあるB-からCCCへ引き下げることを発表しました。声明で引き下げの背景としてエルサルバドルが直面する債務返済負担を指摘しています。また、同国が昨年、暗号資産ビットコインを法定通貨に採用したことに伴うリスクを理由に挙げています。

エルサルバドルは21年9月7日にビットコインを世界で初めて法定通貨に採用しました。採用時点のビットコイン価格は概ね46800ドル程度でした(図表1参照)。ビットコインの価格はその後乱高下しています。

### どこに注目すべきか: ビットコイン、法定通貨、格下げ、IMF、融資

最初に、エルサルバドルによるビットコインの法定通貨化を振り返ります。エルサルバドルのブケレ政権は昨年6月にビットコインを法定通貨とする法案を議会に提出、賛成多数で可決されました。その後法案が成立したことでビットコインが世界で初めて法定通貨となりました。

エルサルバドル政府は公式の電子財布(デジタルウォレット)である「CHIVO(チボ)」を設け、登録者には30ドル相当のビットコインを配り導入を進めました。なお、スペイン語のCHIVO(チボ)には様々な意味がありますが、動物のヤギの意味もあります。これは筆者の勝手な見解ですが、紙(紙幣)を食べることからこの名前にしたと想像しています。

エルサルバドルがビットコインを法定通貨とした後のビットコインの価格動向を見ると、通貨というには乱高下が激しくなっています。エルサルバドル政府は法定通貨としてからビットコインを購入したと報道されており、価格変動にさらされたこととなります。またエルサルバドルのブケレ大統領はビットコインの価格が下がった今年1月下旬に新たに追加購入したことも明らかにしています。エルサルバドルでは法定通貨であっても、国際的には暗号資産であるビットコインの価値の変動はやはり大きな課題となっています。

次に格下げについてです。今回のフィッチの前にも別の格付け会社であるムーディーズ・インベスターズ・サービスがエルサルバドルの格付けを引き下げました。格下げは昨

年7月に行われ、理由としてビットコインの法定通貨の動きに 懸念を表明しています。

フィッチの声明によればエルサルバル格下げの背景は債務返済リスク懸念です。フィッチの推定では、エルサルバルが債務返済などに必要な資金調達額は22年が約48.5億ドル、対GDP(国内総生産)比で約16%と見込んでいます。来年も54億ドル、対GDP比で18%程度と巨額です。一方、エルサルバドルは国際資本市場で資金調達する手段に乏しい上、国内市場からの資金調達も厳しい状況です。エルサルバドルが自力で返済資金を確保するのは困難と見られます。

そのため返済資金を確保するには、IMFの経済支援を求めることが(通常の)選択肢です。実際、エルサルバドルとIMFはすでに融資を巡る条件に関する協議を進めてきています。その中でIMFはエルサルバドルがビットコインを法定通貨としたことについて撤回、もしくは法制化の範囲を狭めることなどの再考を求めています。IMFも低所得者層の金融アクセスが高まる可能性などに一定の理解を示しています。同地域からは海外に出稼ぎをする人も多く、仕送りに海外送金が多く利用されています。エルサルバドルでもGDPに占める海外からの送金の割合は高く、その手数料の削減にビットコインが役立ちそうです。しかし、メリットは認めつつもIMFは金融の安定や消費者保護に大きなリスクがあるとしてあくまで反対の姿勢です。

一方、エルサルバドルのブケレ大統領は昨年11月に戦略都市「ビットコインシティー」を建設する計画を表明しています。また最近でも、エルサルバドル政府はビットコインを裏付けとする「火山債」を今年3月前半に発行する計画を表明しています。ビットコイン推進の立場に変化はないようです。

仮に、このまま議論が平行線となれば、エルサルバドルの 債務返済リスクも懸念されるだけに、今後の協議の展開には 注意が必要です。

図表1:ビットコインの価格の推移 日次、期間:2021年2月9日~2022年2月9日



21年2月 21年0月 21年10月 22年2 出所:ブルームバーグのデータを使用しピクテ投信投資顧問作成

#### ピクテ投信投資顧問の投資信託をご購入する際の留意事項

- 1. 投資信託に係るリスクについて
  - (1) 投資信託は、値動きのある有価証券等(外貨建資産に投資する場合は、為替変動リスクもあります)に投資いたしますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆さまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
  - (2) また、投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国等が 異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付 書面をよくご覧ください。
- 2. 投資信託に係る費用について(2022年1月末日現在)

ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。

- (1) お申込時に直接ご負担いただく費用: 申込手数料 上限3.85%(税込) ※申込手数料上限は販売会社により異なります。 ※投資信託によっては、追加設定時信託財産留保額(上限0.6%)をご負担いただく場合があります。
- (2) ご解約時に直接ご負担いただく費用: 信託財産留保額 上限0.6%
- (3) 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用:信託報酬 上限年率2.09%(税込) ※ファンド・オブ・ファンズの場合、ここでは投資対象ファンドの信託報酬を含む実質的な負担を信託報酬とします。
  - ※別途成功報酬がかかる場合があります。
- (4) その他費用・手数料等:監査費用を含む信託事務に要する諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等、 外国における資産の保管等に要する費用等は、信託財産から支払われます(これらの費用等は運用状況 等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません)。 ファンド・オブ・ファンズの場合、投資先ファンドにおいて、信託財産に課される税金、弁護士への報酬、監 査費用、有価証券等の売買に係る手数料等の費用が当該投資先ファンドの信託財産から支払われること があります。詳しくは、目論見書、契約締結前交付書面等でご確認ください。

当該費用の合計額については、投資者の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### 《ご注意》

上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。費用の料率につきましては、 ピクテ投信投資顧問株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収する各費用における最高の料率を記載しています。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資される際には、事前によく目論見書や契約締結前交付書面をご覧ください。

#### ピクテ投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第380号加入協会:一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 日本証券業協会



ピクテ投信投資顧問株式会社

【当資料をご利用にあたっての注意事項等】●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがありません。●当資料にに変更されることがありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。り当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。